

報道各社御中 ← 環境省広報室  
<農林水産省同時貼り出し>

青森県での家きんにおける鳥インフルエンザへの対応について  
(H28.12.2 17:30)

農林水産省より、「青森県における新たな高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について」について別添のとおり貼り出ししましたので、お知らせいたします。

なお、環境省においては、青森県青森市での家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について、1例目と近隣であることから、すでに以下のとおり対応しております。

- (1) 発生農場周辺半径10kmを野鳥監視重点区域に指定(11月28日からすでに実施)し、青森県に野鳥の監視を強化するよう指示。
- (2) 野鳥緊急調査チームを12月1日からすでに派遣中。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

平成28年12月2日(金) 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 直 通：03-5521-8285 代 表：03-3581-3351 企 画 官：東岡 礼治(内線6475) 鳥獣専門官：根上 泰子(内線6676)
--

## 青森県における新たな高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日新たに青森県青森市（11月28日の発生農場から約300m離れた農場）のあひる農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針を決定しました。

当該農場は、11月28日の発生農場の移動制限区域内にあることから、11月29日に当該発生農場の疑似患畜が確認された時点から飼養家きん等の移動を禁止しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

所在地：青森県青森市

飼養状況：あひる（フランス鴨）（約4,800羽）

### 2. 経緯

（1）本日、青森県は、死亡あひるが増加した旨の通報を受けて、農場に立入検査を実施。

（2）当該農場は、11月28日の発生農場と疫学的な関連のある農場であることから、当該あひるについてのインフルエンザ簡易検査の陽性結果を受け、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

（3）現在、当該あひるについて遺伝子検査を実施中。

### 3. 今後の対応

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認を受け、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針を決定しました。

本事例については、青森県1例目における移動制限区域内であることから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、平成28年11月28日に決定された「今後の対応方針」を適切に講じ、防疫措置について万全を期します。

### 4. その他

（1）当該農場は、11月28日の発生農場の移動制限区域内にあることから、11月29日に当該発生農場の疑似患畜が確認された時点から飼養家きん等の移動を禁止しています。

（2）なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

（3）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

（4）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

**【お問合せ先】**

消費・安全局動物衛生課

担当者：横澤、鈴木

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385